

あきる野市子ども・子育て支援総合計画（案）の主な修正点

1 【15ページ】7 就学前児童の人口と保育所等の利用状況

(1) 保育サービスの利用状況及び(2) 保育所入所率の推移について、データの年度を更新

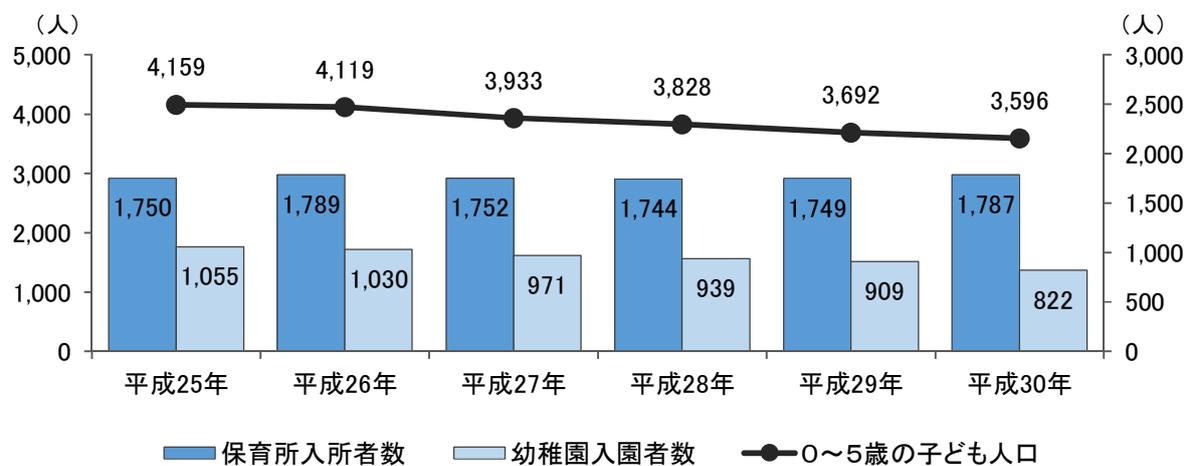
【修正前】

(1) 保育サービスの利用状況

子どもの減少に伴い、幼稚園利用者は減少傾向

保育サービスについて保育所・幼稚園別に利用者の推移をみると、保育所の入所者は年によって増減があるものの1,750人前後で推移していますが、幼稚園の入園者は平成25年以降、減少傾向となっています。

■保育サービスの利用状況の推移(各年4月1日、幼稚園は各年5月1日)

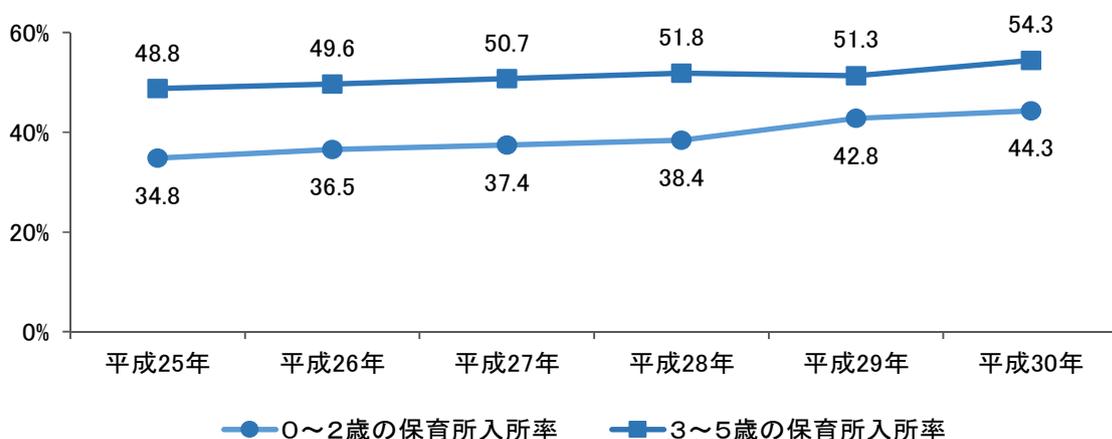


(2) 保育所入所率の推移

0～2歳・3～5歳ともに、保育所への入所率は増加傾向

保育所への入所率について年齢別にみると、0～2歳と3～5歳ともに平成25年以降、増加傾向となっています。また、3～5歳については、平成27年以降、約5割以上となっています。

■0～2歳、3～5歳ごとの保育所入所率の推移(各年4月1日)



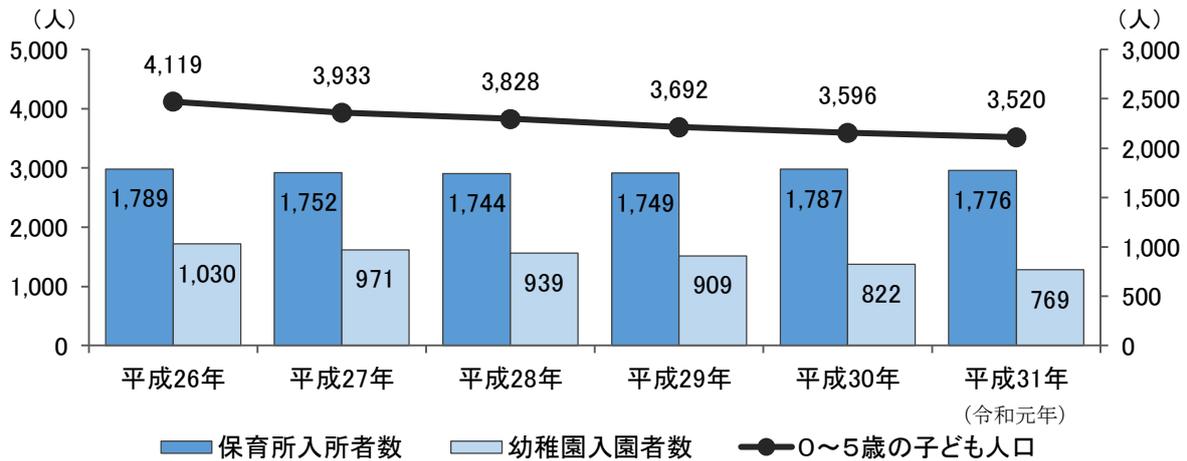
【修正後】

(1) 保育サービスの利用状況

子どもの減少に伴い、幼稚園利用者は減少傾向

保育サービスについて保育所・幼稚園別に利用者の推移をみると、保育所の入所者は年によって増減があるものの1,750人前後で推移していますが、幼稚園の入園者は平成26年以降、減少傾向となっています。

■保育サービスの利用状況の推移(各年4月1日、幼稚園は各年5月1日)

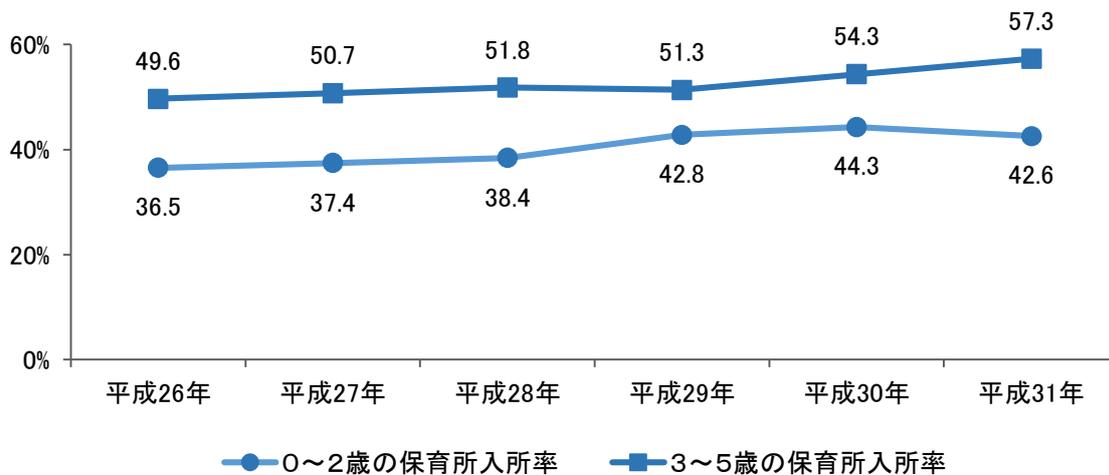


(2) 保育所入所率の推移

0～2歳・3～5歳ともに、保育所への入所率は増加傾向

保育所への入所率について年齢別にみると、0～2歳と3～5歳ともに平成26年以降、増加傾向となっていました。0～2歳の平成31年については、やや減少がみられます。また、3～5歳については、平成27年以降、約5割以上となっています。

■0～2歳、3～5歳ごとの保育所入所率の推移(各年4月1日)



2 【42ページ】9 教育相談事業

教育相談事業の内容に就学前の幼児に関する相談を追記

【修正前】

NO.	事業名	内容・担当課
9	教育相談事業	<p>児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育相談所、スクールカウンセラー、適応指導教室による専門的な教育相談を進めています。</p> <p>子どもや保護者が不安や心配等を抱え込むことがないように、各種相談員等を中心に関係機関との連携の下、柔軟な対応や情報交換に努めます。</p>

(つづき)

NO.	事業名	内容・担当課
9	教育相談事業	<p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談所 相談件数 276件 延べ相談回数 1,664回（来所 1,606回、電話 58回） ・スクールカウンセラーの状況 スクールカウンセラー 各校1人 ・スクールソーシャルワーカーの状況 スクールソーシャルワーカー 3人 相談件数 17件 <p>【担当課：指導室】</p>

【修正後】

NO.	事業名	内容・担当課
9	教育相談事業	<p>児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育相談所、スクールカウンセラー、適応指導教室による専門的な教育相談を進めています。</p> <p>子どもや保護者が不安や心配等を抱え込むことがないように、各種相談員等を中心に関係機関との連携の下、柔軟な対応や情報交換に努めます。</p>

(つづき)

NO.	事業名	内容・担当課
9	教育相談事業	<p>※教育相談所では、就学前の幼児の心身の健康、進路の適正等の問題についての相談も受けています。</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談所 相談件数 276件 延べ相談回数 1,664回（来所 1,606回、電話 58回） ・スクールカウンセラーの状況 スクールカウンセラー 各校1人 ・スクールソーシャルワーカーの状況 スクールソーシャルワーカー 3人 相談件数 17件 <p>【担当課：指導室】</p>

3 【48ページ】28 子育てに関する意識についての啓発活動の推進

子育てに関する意識についての啓発活動の推進の内容を修正

【修正前】

NO.	事業名	内容・担当課			
28	子育てに関する意識についての啓発活動の推進	<p>母親学級等事業の中でのリーフレットの配布などにより、子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。</p> <p>また、若年夫婦や特に支援が必要な子どものいる家庭等においても、不安や負担なく、安心して妊娠・出産ができる支援体制の強化に努めます。</p> <p>【担当課：健康課】</p>			
		指標	実績値		目標値
			平成30年度		令和6年度
		平日コース（開催12日）受講者数	91人		96人
土曜コース（4学級）受講者数	84人		96人		

【修正後】

NO.	事業名	内容・担当課			
28	子育てに関する意識についての啓発活動の推進	<p>妊婦やその家族等を対象とした母親学級等を通して、子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。</p> <p>また、若年夫婦や特に支援が必要な子どものいる家庭等においても、不安や負担なく、安心して妊娠・出産ができる支援体制の強化に努めます。</p> <p>【担当課：健康課】</p>			
		指標	実績値		目標値
			平成30年度		令和6年度
		平日コース（開催12日）受講者数	91人		96人
土曜コース（4学級）受講者数	84人		96人		

4 【49ページ】32 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の内容を修正

【修正前】

NO.	事業名	内容・担当課		
32	地域子育て支援 拠点事業 ☆	<p>公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供します。 市では、子育てひろばを5か所で開設しており、自由に利用が可能で、子育て相談や子育てサークル活動の場としての提供、講座なども実施しています。</p> <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		子育てひろば 年間利用者数	15,703人	16,716人
子育てひろば 設置箇所数	5か所	5か所		

【修正後】

NO.	事業名	内容・担当課		
32	地域子育て支援 拠点事業 ☆	<p>公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供します。 市では、子育てひろばを5か所設置し、子育て相談や講座のほか、子育てサークルの活動支援を実施しています。 更なる支援の拡充に向け、子育て中の親子のみならず、祖父母も一緒に参加できる講座なども企画し、世代を超えた支援が行われる環境の構築に向けて取り組んでいきます。</p> <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		子育てひろば 年間利用者数	15,703人	16,716人
子育てひろば 設置箇所数	5か所	5か所		

5 【50ページ】36 児童手当の支給

児童手当の支給の内容を修正

【修正前】

NO.	事業名	内容・担当課
36	児童手当の支給	<p>国の制度として、保護者が所得制限等の要件を満たす中学生までの児童に対し、手当を支給しています。</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当受給者数 9,717人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>

【修正後】

NO.	事業名	内容・担当課
36	児童手当の支給	<p>中学生以下の児童を養育している方に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給します。</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当受給者数 9,717人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>

6 【50ページ】 37 医療費の助成

医療費の助成の内容を修正

【修正前】

NO.	事業名	内容・担当課
37	医療費の助成	<p>①乳幼児医療費助成 東京都の制度として、保護者が所得制限の要件を満たしている小学校就学前までの児童に対し、医療機関で支払う医療費を助成しています。あきる野市の場合は、所得制限を超えた方にも市独自で助成しています。</p> <p>②義務教育就学児医療費助成 東京都の制度として、保護者が所得制限の要件を満たしている義務教育就学期にある児童に対し、医療機関で支払う医療費を助成しています。</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成受給者数 3,903人 ・義務教育就学児医療費助成受給者数 5,881人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>

【修正後】

NO.	事業名	内容・担当課
37	医療費の助成	<p>①乳幼児医療費助成 小学校就学前の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。</p> <p>②義務教育就学児医療費助成 小・中学生を養育している方に、児童の保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。（所得制限あり）</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成受給者数 3,903人 ・義務教育就学児医療費助成受給者数 5,881人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>

7 【51ページ】 44 児童育成手当・児童扶養手当の支給

児童育成手当・児童扶養手当の支給の内容を修正

【修正前】

NO.	事業名	内容・担当課
44	児童育成手当・児童扶養手当の支給 ◎	<p>①児童育成手当 東京都の制度として、ひとり親家庭における児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。</p> <p>②児童扶養手当 国の制度として、父母の離婚等により、父や母と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成手当受給者数 911人 ・児童扶養手当受給者数 616人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>

【修正後】

NO.	事業名	内容・担当課
44	児童育成手当・児童扶養手当の支給 ◎	<p>①児童育成手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として育成手当を支給します。また、20歳未満で身体障害者手帳1.2級程度の障がいがある方等を養育している方には障害手当を支給します。(所得制限あり)</p> <p>②児童扶養手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方を含む)の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。(所得制限あり)</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成手当受給者数 911人 ・児童扶養手当受給者数 616人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>

8 【52ページ】45 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等医療費助成の内容を修正

【修正前】

NO.	事業名	内容・担当課
45	ひとり親家庭等医療費助成 ◎	<p>東京都の制度として、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、医療機関で支払う医療費の一部を助成します。</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等医療費助成受給者数 1,414人（633世帯） <p>【担当課：子ども政策課】</p>

【修正後】

NO.	事業名	内容・担当課
45	ひとり親家庭等医療費助成 ◎	<p>18歳に達する日の属する年度の末日以前（20歳未満で規則に定める程度の障がいの状態にある方を含む）の児童を養育しているひとり親家庭等に、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成します。（所得制限あり）</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等医療費助成受給者数 1,414人（633世帯） <p>【担当課：子ども政策課】</p>

9 【58ページ】 1 教育・保育の提供区域の設定

あきる野市における教育・保育の提供区域及び量の見込みと確保方策を追記

【修正前】

1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域の設定*については、利用者の視点に立ち、地域ごとのニーズを踏まえ、需要調整を行うことを前提とした上で、本市の地理的な特殊性等を勘案し、市全域（1区域）を教育・保育の提供区域として、全体のバランスを取りながら施策展開を図ります。

【修正後】

1 あきる野市における教育・保育の提供区域及び量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の提供区域

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」として、「教育・保育の提供区域」を定めることとなっています。

(2) 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み及び確保方策を定めることとなっています。

本市では、国の基本指針や「量の見込みの算出等の考え方」等に基づき、平成30年度に実施した「あきる野市子育て支援ニーズ調査」の結果や人口推計における子どもの数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。